

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第5号
令和2年7月7日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和2年7月3日から大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和2年6月（支払期日が7月4日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年1月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

5. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和2年7月3日から大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

鹿児島県阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

熊本県宇城市、八代郡氷川町、上益城郡山都町、下益城郡美里町、天草郡苓北町

宮崎県えびの市、小林市、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村

鹿児島県薩摩川内市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町

以 上